

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 24 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による
被災者に係る利用料等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料等の支払いが困難な者の取扱いについては、これまで「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」（平成23年3月11日付け厚生労働省老健局総務課ほか事務連絡）及び「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」（平成23年3月17日、22日及び23日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）により利用料の減免及び猶予についてお示しするとともに、保険者の判断により被保険者の利用料の免除を行うことについて、特段の配慮をお願いしているところです。

このたび、あらためて下記のとおり対象者の範囲を拡大することとしましたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

1 対象者について

被保険者が、東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、

- ① 当該被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - ② 当該被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- の申し立てを行った場合でも、同様に取り扱うものであること。

2 保険者による確認について

被保険者が申し立てた事項については、後日、保険者から当該被保険者に対し内容の確認が行われることがある旨を当該被保険者に周知するようご協力いただきたい。

3 サービス事業所等における介護報酬の請求について

1に基づき猶予した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。